

高浜市公共施設太陽光発電設備導入調査業務委託

仕様書

令和5年6月

市民部経済環境グループ

高浜市公共施設太陽光発電設備導入調査業務委託

仕様書

1. 業務委託の名称

高浜市公共施設太陽光発電設備導入調査業務委託

2. 業務委託の目的

本業務委託は、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた、地域脱炭素ロードマップに沿い、2030年に、設置可能な公共施設の建築物等の約50%、2040年には100%に太陽光発電設備の導入を目指すため、公共施設への太陽光発電設備の導入可能性を調査するものである。

3. 業務委託の期間

契約締結日の翌日から令和6年1月10日（水）まで

4. 業務委託の内容

4-1. 調査対象施設の抽出

- (1) 本市の公共施設のうち、「調査対象施設一覧表（別表2）」に掲載した32施設を対象に、既存資料等から以下の項目を収集・整理し、現地調査の対象とすべき施設を抽出する。
 - ① 用途、規模（階数、延床面積）
 - ② 築年数、構造、屋根形状
 - ③ 高浜市公共施設総合管理計画等における施設の方針
 - ④ 避難所の指定状況
 - ⑤ 耐震性能や増改修等の有無
 - ⑥ 竣工図（建築、電気等）等の各種図面・計算書等
 - ⑦ エネルギー使用量（電気使用量及び燃料使用量）
 - ⑧ 電力契約種別等の電力契約に関する情報
 - ⑨ 電気料金（基本料金単価、従量料金単価等）に関する情報
 - ⑩ その他設備導入に必要な情報や課題等
- (2) 既存資料等の収集・整理の段階において、32施設の中から、太陽光発電設備の導入が困難であると判断されるものについては、現地調査の対象から除外し、別途本市が提供する資料をもとに、代替となる他の公共施設を提案し、現地調査の対象施設が32施設となるように、本市と協議を行うこととする。

4-2. 現地調査

- (1) 4-1で抽出した32施設について、現地調査を実施する。
- (2) 現地調査では、周辺環境の状況、受変電設備（分電盤）の状況、建築物の屋上の仕上げ（防水工事の状況）や使用状況等を把握するものとする。
- (3) 竣工図や構造計算書、現地調査の結果から太陽光発電設備設置時の強度上の課題や施工性、その他太陽光発電設備の設置に必要な情報や課題等を確認・整理するものとする。

4-3. 導入計画の策定及び事業効果の算定

4-2で調査した32施設について、以下の項目について検討、評価を行い、検討結果及び市の意向を踏まえて対象施設の太陽光発電設備導入の優先順位づけを行い、導入計画を作成するものとする。

- ① 考慮すべき地域特性、環境特性等（建物や周辺環境等）
 - ② 発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模、接続方法等
 - ③ 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法
 - ④ 導入効果等の分析、導入手法、設置コスト採算性評価
- ※1. 発電電力量を推計し、過去・将来の電力を踏まえ、自家消費することを前提とした効率的な規模（出力）とする。
- ※2. 避難所の指定のある公共施設については、蓄電池の設置を見据えた検討を行うものとする
- ※3. 導入効果等の分析については、発電電力量（自家消費量、売電量）、電気料金削減量、二酸化炭素等の削減量等を検討する
- ※4. 設置コスト採算性評価については、設置に伴う初期費用及び維持管理・更新費用、撤去費用等の事業スキームを考慮した上で検討する

4-4. 地方公共団体実行計画への反映

- (1) 対象施設における太陽光発電設備の導入による効果とともに、2030年度50%、2040年度100%に、太陽光発電設備の導入を目指すロードマップを策定するものとする。
- (2) 太陽光発電設備設置に活用できる補助金制度を整理するものとする。
- (3) 地方公共団体実行計画については、太陽光発電設備の導入を目指すロードマップを踏まえた目標の設定等、実行計画策定のための基礎資料を作成するものとする。

5. 成果品

- (1) 調査報告書：3部
- (2) 調査報告書データ（CD-R）：一式
- (3) 打ち合わせ記録、資料一式

6. 納入場所

高浜市市民部経済環境グループ

7. 付帯要件

- (1) 受託者は、業務の実施にあたっては、本仕様書に基づき、委託者と協議のうえ、適宜打合せ、調整を図り、業務を履行するものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合で、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 業務に関する必要な資料等については、委託者が受託者の請求により貸与するものとし、受託者は貸与された資料等を亡失等のないよう厳重に保管し、業務完了後は速やかに返還すること。
- (5) 受託者は、契約期間終了後といえども、納入した成果品に不備が認められたときは、速やかに成果品の訂正をしなければならない。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。作業にあたり、受託者は善良なる注意をもって行うものとし、第三者に被害を及ぼした場合、受託者の負担により対処するものとする。
- (6) 本業務の成果品に関する一切の権利は、委託者に帰属するものとする。
- (7) 受託者は委託者の承諾なしに、成果品を他人に閲覧、複写させ、又は譲渡してはならない。

8. 納品検査、引渡し及び請求

- (1) 業務委託期間完了日までに成果品を提出するものとする。
- (2) 納品検査は、成果品の引渡しの際に委託者が受託者立会いの上、行うものとする。
- (3) 委託金の支払方法については精算払とし、各実施項目の遂行及び成果品の提出により、支払額を確定させる。

9. 仕様の変更等仕様の変更等

- (1) 委託者は、やむを得ない事情により、仕様を変更する場合には、あらかじめ受託者の承認を得ること。
- (2) 仕様書に記載されていない事項については、委託者と受託者が協議して定めた上、受託者は委託者の指示に従うこと。
- (3) 本調査では、委託者の導入計画等の策定のための基礎資料を得ることを目的とし、設計行為、材料や工法等の選定及び事業費や発電量等に関する保障は行わないものとする。

10. その他

マップ、写真、イラスト等の著作権は、受託者に帰属するが、市のホームページ及び広報等に掲載するほか、委託者が行政の目的に使用する場合に限り、受託者はこれの使用を承諾したものである。